

令和6年6月26日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議 事 日 程 （第5号）

令和6年7月11日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに請願・陳情の総括審議

第2 閉会中の継続審査申し出の件

第3 発議案第1号の上程説明並びに審議

茂原市議会定例会会議録（第 5 号）

令和 6 年 7 月 11 日（木）午後 1 時 00 分 開議

○議長（金坂道人君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は 21 名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（金坂道人君） ここで報告します。

今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（金坂道人君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（金坂道人君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第 1 「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会副委員長 岡沢与志隆君から報告を求めます。

（総務委員会副委員長 岡沢与志隆君登壇）

○総務委員会副委員長（岡沢与志隆君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告 1 件、議案 2 件、陳情 1 件について、7 月 5 日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

はじめに、報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、4 月 1 日施行に伴い、茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するもの

として、本年3月30日に専決処分したことについて承認を求めるものであり、採決の結果、報告第1号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第2号「令和6年度茂原市一般会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9300万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335億7601万4000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、民生費について「民間認定こども園整備助成事業の補助金の交付先は」との質疑に対し、「ふたば幼稚園である」との答弁がありました。

次に、衛生費について「新型コロナウイルスワクチン接種事業の補助内容と対象者は」との質疑に対し、「国において見込んだ1回の接種費用1万5300円のうち、8300円を国が負担し、3000円を市が助成するもので、対象者は、65歳以上又は60歳から64歳で一定の障害があるものである」との答弁がありました。

次に、農林水産業費について「防災重点農業用ため池緊急整備事業負担金の支払先と今年度の事業内容は」との質疑に対し、「事業主体である県に支払うもので、令和6年度は、二重堤堰改修工事のための設計と測量を実施する」との答弁がありました。

次に、土木費について「茂原駅前通り地区土地区画整理事業は、当初予算8025万7000円に加え、2272万円を補正しているが、追加した内容は」との質疑に対し、「国の補助事業で4月から早急に実施するものについては、当初予算で計上しており、市単独事業分の2272万円を補正予算として計上した。事業内容は、高師町下井戸線の事業を優先的に進めるための建物移転に向けた建物調査委託料等である」との答弁がありました。

次に、教育費について、「図書館移転事業が、補正予算で計上されているが、移転先との契約書や覚書のようなものは、交わしてあるのか、また議会への説明は」との質疑に対し、「昨年、教育委員会が図書館を移転するための覚書を交わしている。移転先において、まだ図書館としての機能を有していないため、茂原市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正案の提出ができない状況であり、9月定例会に提出する予定である。また、議会への説明においては、2月の議員全員協議会において、行ったところである」との答弁がありました。

次に、歳入の財政調整基金繰入金について、1億9461万6000円を追加しているが、これにより財政調整基金の残額はいくらになるのか」との質疑に対し、「補正予算成立後の残高は、約26億3000万円になる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については、全員異議なく可決すること

と決定しました。

次に、議案第3号「茂原市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、職員等の旅費の支給について、東日本旅客鉄道株式会社の急行列車運行状況等に対応するため、所要の改正をするものであり、採決の結果、議案第3号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第1号「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市において、過去にこのような調査を実施したことがあるか」との質疑に対し、「職員に対して政党機関紙の勧誘配達集金に係る調査を行ったことはない」との答弁がありました。

次に、「職員からそのような相談を受けたことがあるか」との質疑に対し、「職員の相談窓口である職員課において、政党機関紙の勧誘等に係る相談を受けた記録はない」との答弁がありました。

また、委員より「政党機関紙の勧誘等を行う場合は、ルールにのっとり対応している。憲法にも議員の政治活動の自由が謳われており、こういう規制をかけることは、おかしいのではないか。職員が情報収集や見聞を広めるために、どのような新聞や書籍を見ようが自由である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号については、賛成者なしにより不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 次に、教育福祉委員会委員長 石毛隆夫君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 石毛隆夫君登壇）

○教育福祉委員会委員長（石毛隆夫君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案2件、請願4件について、7月5日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過、並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されることとなったことに伴い、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、3月30日に専決処分をしたもので、具体的には、被保険者間の負担の公平性を確保するため、国民健康保険税に係る後期高齢者支援金等課税額の限度額22万円を24万円に引き上げるとともに、中低所得者層の負担軽減を図るため、均等割及び平等割の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準を引き上げることについてそれぞれ所要の改正を行ったものであり、採決の結果、報告第2号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第4号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「本市における家庭的保育事業を実施している対象施設及び概要は」との質疑に対し、「対象施設は、小規模保育施設『はぐくみ』の1箇所であり、2歳児までを対象としている」との答弁があり、採決の結果、議案第4号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、内閣府令に基づく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第5号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、請願第1号「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願」並びに請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願」について、申し上げます。

これら2件の請願は、関連があるため、一括して審査を行いました。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「国に対し毎年意見書を提出しているが、その効果は」との質疑に対し、「国が推奨する少人数学級になるための加配教員数が年々増加しており、各学校における少人数指導が充実してきている」との答弁がありました。

次に「請願項目に、多目的トイレの公立学校施設整備費の充実とあるが、本市における、避難所に指定されている公立学校の多目的トイレの整備について、今後、どのように進めていくのか」との質疑に対し、「多目的トイレの設置にあたっては面積等を考慮する必要があること

から、移動式トイレの設置等、災害時を考慮した包括的な施策として進めていきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第1号並びに請願第2号については、全員異議なく採択することと決定しました。

次に、請願第3号「高齢者の带状疱疹ワクチン接種の公費助成制度の創設に関する請願」について、申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「任意接種の場合、自己負担額は」との質疑に対し、「医療機関によって異なるが、不活化ワクチンを接種する場合、1回2万円から2万5000円であり、2回接種となるため、4万円から5万円の自己負担額となる」との答弁がありました。

次に、「近隣町村の助成金の仕組みは。また、本市で実施した場合想定される予算額は」との質疑に対し、「近隣町村の助成額は、1回につき1万円であり、2回接種のため、1人2万円の助成額となる。また、本市で実施した場合について、近隣町村の助成額を参考とし、接種対象者である50歳以上の人口に対し、仮に接種率を5%と想定すると、ワクチンの接種費用で約4848万円となる。さらに、郵送料等の諸経費がかかるため、それ以上の予算額が想定される」との答弁がありました。

次に、「現在、国においてワクチンの定期接種化が審議されているとのことだが、いつ頃結論が出るのか。また、定期接種の開始時期は」との質疑に対し、「定期接種化が妥当という方針は示されているが、接種の開始時期を含め、いつ頃結論が出るかは未定である。今後も、国の動向に注視していきたい」との答弁がありました。

また、委員より「ワクチン接種に関しては、様々な意見があることから、接種に係る正確な情報を公表していただきたい」との意見や、「現在、国が定期接種化について審議を行っているため、国の動向に注視すると共に、財政面の問題も含め、改めて市の意見を伺い、議論を重ねる必要があることから、継続審査にすべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、請願第3号は、引き続き議論を重ねる必要があることから、採決の結果、賛成多数で継続審査とすることと決定しました。

次に、請願第4号「加齢性難聴の補聴器購入の助成金に関する請願」について、申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「請願項目にある、高齢者の健康診断の問診票に難聴項目を追加することについては、

可能なのか。また、市の実施する集団健診において、難聴の検査を実施する場合、特別な機材が必要なのか」との質疑に対し、「健診に難聴項目を追加することは、問診と聴力検査の分の時間が増え、受診できない方の増加が懸念される。また、今まで難聴の検査を実施していないことから、どのような機材が必要となるか把握していないため、調査する必要がある」との答弁がありました。

次に、集団健診の日程を増やすことはできないのか。また、集団健診を受けられない方への対応は」との質疑に対し、「日程等については、郡内町村と共に調整しているため、増やすことは困難である。また、集団健診を受けられない方は、市と契約をしている医療機関での個別健診となる」との答弁がありました。

次に「加齢性難聴の判断には、専門の医療機関での受診が必要と考えるが、その際、該当する医療機関への受診が集中し、医療逼迫が懸念されるが、どのように考えているか」との質疑に対し、「市内において聴力検査が可能な医療機関は少数であるため、受診者が集中することで、本来行うべき診療に支障をきたす可能性は考えられる」との答弁がありました。

次に、「補助額について、どのくらいを想定しているのか」との質疑に対し、「現在のところ、具体的な補助額については検討していないが、県内で実施されている自治体では、2万円から3万5000円の補助額である」との答弁がありました。

また、委員より「健康診断の問診票への難聴項目追加について、専門の医療機関への配慮や、健診での対応等、様々な課題があるため、調査及び議論を重ねていく必要があることから、継続審査にすべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、請願第4号は、引き続き調査及び議論を重ねる必要があることから、採決の結果、賛成多数で継続審査とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますよう、お願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 次に、建設経済委員会委員長 小久保ともこ君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 小久保ともこ君登壇）

○建設経済委員会委員長（小久保ともこ君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件について、7月5日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

それでは、報告第3号「専決処分承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、農業集落排水事業の公営企業会計移行に伴う特例的収入及び支出予算について、

支払期日の変更等により当初予算額を超過することが見込まれたため、「令和6年度茂原市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について、急施を要するものとして、令和6年4月1日に専決処分をしたものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「特例的支出及び特例的収入とはどういったものか」との質疑に対し、「特例的支出とは、事情により工事の工期内に完了検査ができず、支払が令和6年度の支出となってしまったものなどであり、特例的収入は、3月中に調定を起こした農業集落排水の使用料等が、令和6年度の収入として入ってきたものである」との答弁がありました。

次に、「特例的支出・収入は、今年度だけのものか」との質疑に対し、「この特例的支出及び特例的収入は、いずれも本年4月1日から公営企業会計に移行したことによるものであるため、今年度だけである」との答弁がありました。

次に、「本年度から公営企業会計に移行し、どう変わったのか。また、今後の農業集落排水事業の展望は」との質疑に対し、「公営企業会計となり、担当課として例月出納検査を受けるようになった。また、現状として、年々利用者の減少に伴い、使用料が減少していることから、いずれは、使用料の見直しを検討する必要があるものとする」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第3号については、全員異議なく承認することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の平ゆき子でございます。反対討論をいたします。

反対する案件は、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」に反対し、その理由を述べます。

本案件は、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正を行うもので、主な内容として、1点目は、負担増として、後期高齢者支援金等課税限度額を22万円から24万円に2万円引き上げるものです。本改正により影響を受ける世帯と影響額は、年間の国保総世帯数1万5106世帯に対し141世帯で、約260万円の増収になるとのことです。この点から、今回の改正による影響世帯は比較的高額所得世帯が対象とされます。

そして2点目は、軽減策として、中低所得者に対し2010年度から所得の区分により7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置を行い、国保の負担軽減が実施されています。この軽減対象世帯は、2023年度の基準では8347世帯が対象とのこと。今回の改正は、5割軽減と2割軽減における所得基準額の上限を引き上げ、軽減対象を拡大するものです。5割軽減で31世帯が対象となり約97万円の減額、2割軽減での対象は47世帯で約88万円の減額となり、合計で78世帯が対象となり、約185万円の減額が見込まれるとのこと。

この間、被保険者間の公平性を保つという名目で、比較的高額所得者に負担を増大させ、中低所得者の負担を軽減させる措置が取られてきました。中低所得者への負担軽減は必要ですが、そのためにこのような被保険者間の保険税額の操作で解決するのではなく、国や県にその責任を明らかにし、相応の負担を求めるべきです。

以上、国保加入者間に分断と対立を招きかねない措置に対し反対をし、私の反対討論といたします。

○議長（金坂道人君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告について採決します。

報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、報告第2号は承認されました。

次に、他の報告については一括採決します。

報告第1号並びに第3号については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号並びに第3号は、いずれも承認されました。

次に、議案について採決します。

まず、議案第10号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第10号は同意されました。

次に、議案第11号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第11号は同意されました。

次に、議案第12号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第12号は同意されました。

次に、議案第13号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第13号は同意されました。

次に、議案第14号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第14号は同意されました。

次に、議案第15号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第15号は同意されました。

次に、議案第16号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第16号は同意されました。

次に、議案第17号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第17号は同意されました。

次に、議案第18号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第18号は同意されました。

次に、議案第19号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第19号は同意されました。

次に、議案第20号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第20号は同意されました。

次に、議案第21号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第21号は同意されました。

次に、議案第22号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第22号は同意されました。

次に、議案第23号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第23号は同意されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第2号から第5号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第2号から第5号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について採決します。

今定例会に付議されました案件は請願4件、陳情1件であります。

まず、陳情について採決します。

陳情第1号「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」についてであります、本件に対する委員長報告は不採択であります。

陳情第1号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 な し)

起立なしと認めます。

したがいまして、陳情第1号は不採択とすることと決定しました。

次に、請願については一括採決します。

請願第1号から第2号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、請願第1号から第2号については、いずれも採択することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

閉会中の継続審査申し出の件

○議長（金坂道人君） 次に、議事日程第2「閉会中の継続審査申し出の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、教育福祉委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。まず、請願第3号「高齢者の帯状疱疹ワクチン接種の公費助成制度の創設に関する請願」について、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、請願第3号については、閉会中の継続審査に付することと決定しました。

次に、請願第4号「加齢性難聴の補聴器購入の助成金に関する請願」について、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、請願第4号については、閉会中の継続審査に付することと決定しました。

ここで報告します。

本日、石毛隆夫君から、今定例会に提出するため、発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号の上程説明並びに審議

○議長（金坂道人君） それでは次に、議事日程第3「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第1号を上程します。

最初に、発議案第1号について、提出者石毛隆夫君から提案理由の説明を求めます。石毛隆夫君議員。

(9番 石毛隆夫君登壇)

○9番（石毛隆夫君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号について、提案理由の説明

を申し上げます。

発議案第1号「教育予算の充実及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」であります。本案は、教育が日本の未来を担う子どもたちを、心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っていることから、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があるため、令和7年度に向けて、教育予算の一層の充実を国に要望すべく、意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（金坂道人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「教育予算の充実及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、

議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに請願・陳情の総括審議
2. 閉会中の継続審査申し出の件
3. 発議案第1号の上程説明並びに審議

○出席議員

議長 金坂道人君

副議長 田畑毅君

1番	竹村 聡君	2番	小倉 義久君
3番	御園 敏之君	4番	工藤 孝弘君
5番	河野 英美君	6番	横堀 喜一郎君
7番	河野 健市君	8番	高山 佳久君
9番	石毛 隆夫君	10番	岡沢 与志隆君
11番	向後 研二君	13番	小久保 ともこ君
16番	中山 和夫君	17番	細谷 菜穂子君
18番	鈴木 敏文君	19番	平 ゆき子君
20番	ますだ よしお君	21番	三橋 弘明君
22番	常泉 健一君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

12番 杉浦 康一君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市 長	市 原 淳 君	副 市 長	大 石 学 君
教 育 長	富 田 浩 明 君	総 務 部 長	渡 邊 正 統 君
企 画 財 政 部 長	佐久間 尉 介 君	市 民 部 長	中 田 喜一郎 君
福 祉 部 長	平 井 仁 君	経 済 環 境 部 長	高 橋 啓 一 君
都 市 建 設 部 長	白 井 高 君	教 育 部 長	中 村 一 之 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	菅 谷 直 博 君	企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	佐久間 栄 一 君
市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	飯 島 博 美 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	鬼 島 啓 太 君
経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	小 高 一 宏 君	都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	積 田 篤 君
都 市 建 設 部 次 長 (都市整備課長事務取扱)	丸 利 幸 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	新 木 和 敏 君
職 員 課 長	神 馬 幹 夫 君	財 政 課 長	安 田 博 彦 君

———— ☆ ———— ☆ ————

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 井 康 史
局 長 補 佐	東 間 一 博
議 事 係 長	金 綱 邦 彦

○議長（金坂道人君） これをもちまして、令和6年茂原市議会6月定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

午後1時41分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年8月16日

茂原市議会議長 金 坂 道 人

茂原市議会副議長 田 畑 毅

茂原市議会議員 細 谷 菜穂子

茂原市議会議員 鈴 木 敏 文